

# 太地町橋梁個別施設計画

平成28年11月 策定

平成29年 5月 改訂

太地町 産業建設課

# 橋梁個別施設計画

## 1. 道路施設（橋梁）の現状と課題

太地町が管理する供用中の橋梁は平成28年4月1日現在6橋であり、建設後の平均経過年数は約40年（6橋中5橋は不明のため推定）、また、建設後50年を越える橋梁の割合は、現在の約20%が、10年後には約60%、20年後には約80%となり、高齢化が急速に進んでいく状況である。

そのような状況から、定期点検による確実な状態把握（早期発見）、点検結果に基づく確実な対策（早期補修）が必要となっている。

## 2. 道路施設のメンテナンスサイクルの基本的な考え方

今後、道路構造物が急速に老朽化していくことを踏まえ、道路管理者の責任による点検→診断→措置→記録というメンテナンスサイクルを確立するために具体的な点検頻度や方法等が法令で定められ、また、「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」（平成26年4月）より、メンテナンスサイクルを持続的に回すよう取り組むべきと提言された。

これらを踏まえて、今後さらに、老朽化する道路構造物の増加が見込まれることから、下記の定期点検要領等に基づき、5年に1回の頻度で、近接目視による点検を実施し、健全性の判定を4段階で区分して構造物の状態を把握していく。

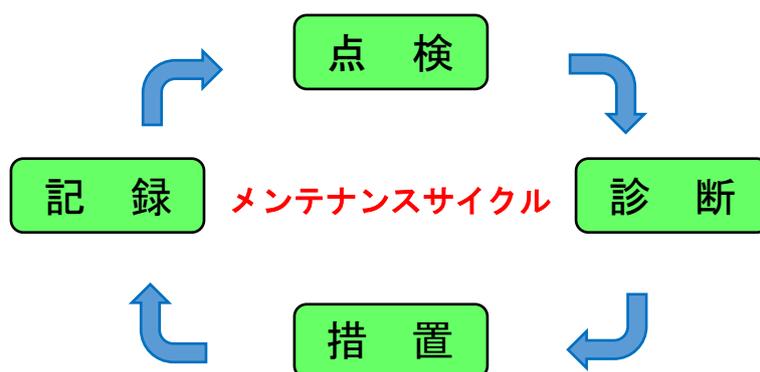
その後、点検・診断結果に基づき必要な措置を適切な時期に着実かつ効率的・効果的に講じ、点検結果と共に記録してメンテナンスサイクルを回すことで老朽化対策を推進していく。

### （1）定期点検要領等

・橋梁定期点検要領（平成26年度6月 国土交通省道路局国道・防災課）

### （2）橋梁等の健全性の診断結果の分類に関する告示（平成26年国土交通省告示第426号）

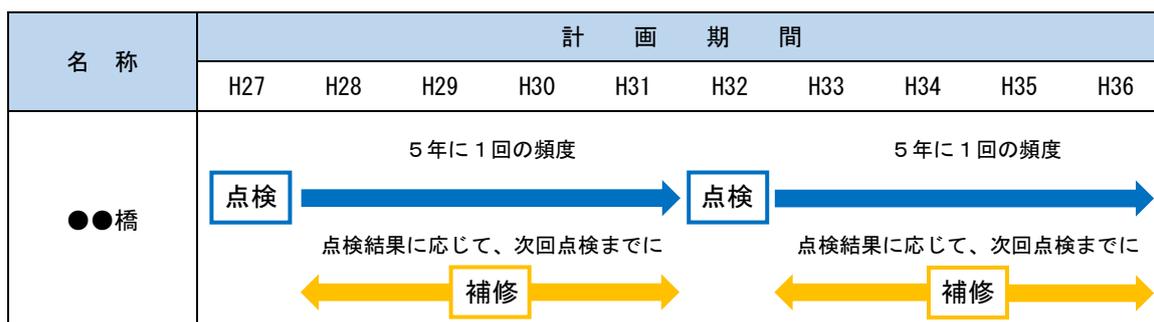
区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。



図ー2 メンテナンスサイクル

### 3. 計画期間

5年に1回の定期点検サイクルを踏まえ、点検間隔が明らかとなるよう計画期間は10年とする。なお、点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新する。



図ー3 点検計画イメージ

### 4. 対策の優先順位の考え方

点検結果に基づき、効率的な維持及び修繕が図れるよう必要な措置を講ずる。

なお、対策の優先順位は、橋梁の健全性の他、第三者への影響度や路線の重要度などを総合的に勘案して判断する。

### 5. 施設の状態・対策内容・実施時期・対策費用（別添 点検計画・修繕計画）

太地町で管理する橋梁6箇所のうち、平成27年度に1箇所の点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ 0箇所、Ⅱ 0箇所、Ⅲ 1箇所、Ⅳ 0箇所であった。

また、平成28年度に4箇所の点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ 0箇所、Ⅱ 2箇所、Ⅲ 2箇所、Ⅳ 0箇所となっている。

橋梁における修繕計画は、別添のとおり、補修等の措置を予定している。

なお、点検結果や予算措置状況等に応じて、見直すことがある。

メンテナンスサイクルを継続的に回すことで、橋梁を長期間にわたって健全な状態に保つことが可能になる。

(1) 平成27・28年度の診断結果と修繕計画

対策は、点検・診断結果に基づき各橋梁の状態等を十分に把握し、対策範囲・規模を対策の目的を満足する範囲で経済性等を考慮し決定する。

判定区分	診断結果		修繕計画					備考
	H27	H28	H27	H28	H29	H30	H31	
IV	0	0	0	0	0	0	0	
III	1	2	0	1	0	1	1	
II	0	2	0	0	0	0	0	
I	0	0	0	0	0	0	0	

表-1 平成27・28年度診断結果に対する修繕計画

※上記修繕計画には、日常巡視等による監視措置としたものは含まない。

※対策費用については、今後掲載予定。

橋梁名 (フリガナ)		路線名	完成 年次 (西暦)	推定年	延長 (m)	管理者	行政区域		点検記録
						管理者名	都道府県名	市町村名	判定区分
常渡橋	(ジヨウトバシ)	常渡線	不明	45才	7.60	太地町	和歌山県	太地町	III
汐入橋	(シオリバシ)	汐入本線	不明	44才	23.10	太地町	和歌山県	太地町	
本浦橋	(モトウラバシ)	本浦3号線	不明		3.00	太地町	和歌山県	太地町	III
向島1号橋	(ムカイノマイチゴウバシ)	向島海岸線	不明	49才	7.00	太地町	和歌山県	太地町	III
向島橋	(ムカイノバシ)	向島海岸線	1993	24才	18.50	太地町	和歌山県	太地町	II
森浦橋	(モリウラバシ)	寺ノ下線	不明	29才	14.40	太地町	和歌山県	太地町	II

表-2 太地町の平成27・28年度診断結果

太地町橋梁点検計画・修繕計画

判定区分 平成 27 年度以降 I：健全 II：予防保全段階 III：早期措置段階 IV：緊急措置段階  
平成 26 年度以前 異常の有無

No.	施設名		路線名	完成年次 (西暦)	延長 (m)	橋梁の種類	管理者名	都道府県	市町村名	点検計画[○]・修繕計画[●]								点検年度	橋梁毎の判定区分	修繕内容	修繕費用 (税別)	備考		
	橋梁名	(フリガナ)								H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34						H35	H36
1	常渡橋	(ジョウトバシ)	常渡線	不明	760	RC 床版橋	太地町	和歌山県	太地町		○		●		○					平成 28 年度	Ⅲ	断面修復工 表面保護工 伸縮装置設置工	22,950 千円	
2	汐入橋	(シオリバシ)	汐入線	不明	2310	鋼橋	太地町	和歌山県	太地町						○					平成 25 年度	—	—	—	H29 架替
3	本浦橋	(モトウラバシ)	本浦 3 号線	不明	300	RC 床版橋	太地町	和歌山県	太地町		○		●		○					平成 28 年度	Ⅲ	断面修復工 表面保護工 伸縮装置設置工	1,880 千円	
4	向島 1 号橋	(ムカイジマイチゴウバシ)	向島海岸線	不明	700	RC 床版橋	太地町	和歌山県	太地町	○	●				○				○	平成 27 年度	Ⅲ	断面修復工	60 千円	
5	向島橋	(ムカイジマバシ)	向島海岸線	1993	1850	プレテンション桁橋	太地町	和歌山県	太地町		○				○					平成 28 年度	Ⅱ	断面修復工 ひび割れ補修工 表面保護工	4,980 千円	
6	森浦橋	(モリウラバシ)	寺ノ下線	不明	1440	RC 床版橋	太地町	和歌山県	太地町		○				○					平成 28 年度	Ⅱ	断面修復工 表面保護工 伸縮装置設置工	5,060 千円	

※平成 26 年度以前については、「総点検実施要領(案)【橋梁編】：平成 25 年 2 月、国土交通省 道路局」による点検